

港湾労働者派遣制度に係る許可基準の一部改正案要綱

第一 港湾労働法第十四条第一項口の要件

港湾労働法第十四条第一項第二号口の要件（港湾労働者派遣制度に係る派遣就業の日数が、一定の日数を超えないものであること。）に係る判断基準を、次のように改めるものとする。

港湾労働者派遣制度に係る派遣就業の日数が、派遣労働者一人につき、一月当たり七日を超えないものであること。

第二 適用期日

この許可基準の改正は、平成十六年四月一日から適用するものとする。